平成24年(ワ)第430号 川内原発差止等請求事件 平成24年(ワ)第811号 川内原発差止等請求事件 平成25年(ワ)第180号 川内原発差止等請求事件 平成25年(ワ)第521号 川内原発差止等請求事件 平成26年(ワ)第605号 川内原発差止等請求事件

原告ら準備書面15 (避難計画)

2014年11月6日

外

鹿児島地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 森 雅 美 同 板 井 優 同 後 藤 好 成 鳥 努 同 白

目 次

1、はじめに	P 5
2、住民全員の早期避難が可能であることの保証なしに原発再稼	働は許されな
<i>\</i> \	P 5
(1) 原発事故による放射能汚染から住民の生命・身体を守れる	ことは最重要
の課題	P 5
(2) 住民の避難計画の不十分を理由に稼働が認められなかった	ショーラム原
発	P 6
3、川内原発避難計画の実効性に関する重大な疑問	P 7
4、自家用車利用困難者避難の輸送手段について	P 8
(1) 自家用車利用困難者のためのバスの不足	P 8
(2) バス利用避難者の被曝問題	P 1 0
5、川内原発半径30キロメートル圏内からの避難の問題点につ	P10
(1) 川内原発からの避難に最大28時間余を要するという予測	結果 P 1 0
(2) 避難道路の破壊・切断があれば、避難時間は数倍になる可	·能性 P11
(3) 自動車等による避難中も車への放射能侵入と被曝は避けら	れないこと
	P 1 2
(4) 自動車による避難時の燃料補給等の問題	P 1 3
6、風向によっては、川内原発から50~100キロの地域まで	避難が必要
となる可能性	P 1 4
(1)① 事故時の風向き次第で放射能被曝は30キロ圏を大き	く越えると
いう試算	P 1 4

	② 川内原発事故時の風向きでは鹿児島市内への避難ができなくなる	る		
	可能性	Р	1	4
	③ 事故時の風向き次第では鹿児島市内からの避難も必要	Р	1	5
(2)	事故時の風向き問題と避難計画	P風向き次第では鹿児島市内からの避難も必要 P は	1	6
(1	事故時の風向きを考慮した避難計画の策定は不可能	Р	1	6
2	② 事故時の風向によっては鹿児島市内住民の避難の事態もおこりう。	る		
		Р	1	7
7、災	災害弱者の避難については計画策定の目途さえたっていない川内原発(カ		
現場	\	Р	1	7
(1)	要援護者の避難計画はほとんどできていない現実	Р	1	7
(2)	自治体関係者も策定は困難とする要援護者の避難計画	Р	1	8
(3)	福島原発事故避難に伴う周辺入院患者死亡の教訓(国会事故調報告	ょ		
V))	Р	1	9
8、追	産難の困難地域の範囲は原発立地不適地域とすべきこと	Р	2	9
(1)	原子炉等規制法による原子炉立地審査指針	Р	2	9
(2)	従来の立地審査指針解釈の福島事故による破綻	Р	3	О
(3)	大幅な見直しを迫られている「非居住区域」等の範囲	Р	3	1
(4)	原子炉施設敷地内が非居住区域であれば可とする非現実的判断	Р	3	1
(5)	原発半径5キロメートルの範囲内は「非居住区域」とすべき	Р	3	2
(6)	避難困難者が居住する区域は立地審査指針にいう「非居住区域」と	す		
~	<i>べき</i>	Р	3	2
9、第	ミ効性のある避難計画がない状態で川内原発の稼働はありえない	Р	3	3
(1)	災害弱者の避難の見通しもない状態で原発の稼働は認められない	Р	3	3
(2)	「住民の納得なしで再稼働は考えられない」としていた規制委田中委	5		
ļ	長	Р	3	3

- (3) 実効性のある避難計画がない状態で川内原発の稼働をすることは許されないP34
- (4) 重大な欠陥を抱える避難計画の現状で川内原発の稼働は許されない P35

1、はじめに

(1) 重大事故発生時の周辺住民全員の確実な早期避難が可能であることの保証な しに原発稼働を認めることは、原発の稼働を住民の生命・身体の安全に優先さ せる考え方であり、到底許されるものではない。

ところが、どういうことか原発重大事故時の十分な避難計画の策定とその実効性の確保等については新規制基準には何ら定められていない。このため川内原発の稼働の可否について審査をなした原子力規制委員会も川内原発の避難計画については全く審査をしていない。従って、原子力規制委員会が新規制基準に照らして川内原発の稼働が可能と認定したものとしても、同委員会が避難計画に関してまでこれが十分なものと認定したわけでは決してない。川内原発の稼働が許されるかどうかに関してその避難計画が実効性のある十分なものであるかについては、この裁判であらためて厳しく検証していく必要がある。

- (2) ところで、福島原発事故の教訓をふまえ、国が原子力防災の重点地域としている川内原発半径30キロメートル圏内に居住する周辺住民の避難に関して関係各自治体で策定されている避難計画にはその内容と実効性について重大な疑問が出されている。とりわけ川内原発周辺では福祉施設や病院の高齢者・障害者・入院患者等の災害弱者については、避難計画策定の目途さえたっていないという現状にあり、到底川内原発の再稼働が許されるような状況ではない。しかも、最近の民間団体の調査では、事故時の風向によっては川内原発から50~100キロメートル内の地域にまで人体に有害な放射能汚染が及ぶ可能性も指摘されている。しかしそうなると、現在の半径30キロメートル圏内の住民を対象にして策定されようとしている避難計画自体が極めて不十分なものとなり、周辺住民の安全性は到底保証できるものとはならないこととなる。そこで、以下に川内原発事故時の住民避難計画の重大な欠陥・問題点について述べ、今日川内原発の稼働は到底許されない現状下にあることを明らかにする。
- 2、住民全員の早期避難が可能であることの保証なしに原発再稼働は許されない。

(1) 原発事故による放射能汚染から住民の生命・身体を守れることは最重要の課題

原発の稼働問題の最重要の課題は、原発事故の防止と事故による放射能流出からの地域住民の防護、安全の確保にあることはいうまでもない。

そこで、原発稼働にあたって求められるのは、

- ① 原発にいかなる状況下でも事故を発生させない万全の安全対策が講じられること
- ② 万が一事故が発生しても、放射能流出を防止するか、最小限におさえること
- ③ 万が一放射能流出があっても環境・人体に対する汚染・被曝をさせず、 又はこれを最小限におさえることということ

であり、この3点が全て確保されない限り、原発の稼働は認められるべきでない。

この柱の1である「事故による放射能流出」があっても住民に対する放射能被曝を極力防止するための最重要の措置が放射能汚染地域からの住民の早期の避難にあることはいうまでもない。

即ち、「放射能流出を伴うような事故発生時に放射能汚染地域から、住民全員の早期避難が現実に可能であること」、このことは原発事故を発生させない等の要件と比肩すべき重要な要件であり、原発事故から住民の生命・身体の安全を守るという原発稼働における安全確保の最大の目標からしても、この要件が満たされていない限り原発の稼働が認められるべきでないのは当然である。

(2) 住民の避難計画の不十分を理由に稼働が認められなかったショーラム原発

なお、米国ニューヨーク州ロングアイランドにあったショーラム原発は、住民の避難計画が不十分であるという住民の主張が受入れられ、これが主な理由となって1993年に原発稼働を認められなかった。この結果、同原発は一度も稼働することなく廃棄されることになったのである(甲B第26号証 1991年10月20日、反原発新聞165号)。

これは、原発稼働にとって住民の避難計画の確立がいかに重要かを如実に示す貴重な事例といわねばならない。

3、川内原発避難計画の実効性に関する重大な疑問

原発事故時の住民の避難については、周辺自治体が避難計画を策定し、同計画にもとづいて事故時の住民の避難が実行されることになっているが、国が求める川内原発から半径30キロメートル内に居住する住民の避難計画の策定そのものがまだ十分なものとはいえず、すでに策定されている計画についてもその実効性は極めて疑わしいものとなっている。

まず川内原発半径5~30キロ圏内9市町村(主には薩摩川内市といちき串木野市)の住民避難計画は平成25年12月までに当該自治体によって一応策定されているが、いわゆる災害弱者に対する避難計画についてはほとんど手つかずの状態であり、すでに策定されている避難計画についても下記のように数多くの難題を抱えており、その実効性は極めて疑わしいものとなっている。

記

- ① 自家用車利用困難者についてはバスに頼る他ないが、必要なバスの輸送能力が大幅に不足するため避難できない者が相当数発生するおそれがあること。
- ② バスでの避難者は一時集結所に集合、待機しての避難であるために、バス に乗車するまでの時間帯に被曝するおそれがあること。
- ③ 住民全員が川内原発30キロ圏外への避難に要する時間が30時間近く かかる見通しであり、避難道路の破壊等があれば避難時間はさらにその数倍 になるおそれがあるということ。
- ④ 自動車には構造上外気の流入がさけられないため、長時間の避難走行中、 避難者が車内で放射能被曝を受ける危険があること。
- ⑤ 自動車による避難走行中、ガソリン補給やトイレ使用が困難になるという

問題。

- ⑥ 原発事故時の風向によっては放射能被曝地域は川内原発から50~10 0キロ圏内の地域にも及び、現在策定中の避難計画では対応できないこと。
- ⑦ 川内原発事故時の風向によっては、計画で主要な避難先の1となっている 鹿児島市内も被曝エリアになる危険が十分あること。
- ⑧ 災害弱者に対する避難計画は多くの周辺病院で策定の目途さえたっておらず、このままでは福島原発事故と同様避難に伴う災害弱者の犠牲は避けられないこと。

以上に掲げたどの問題をとってみても、川内原発事故時の避難計画の実効性は極めて乏しく、いわゆる「机上の空論」でしかないことを示しており、それが原発事故発生時に被曝のおそれのある住民の避難を確実にし、その身体・生命の安全を保証するものとはなっていない。

以下に、川内原発に関する住民の避難計画上の各問題点について具体的に述べる。

4、自家用車利用困難者避難の輸送手段について

(1) 自家用車利用困難者のためのバスの不足

① 避難手段は自家用車が主となるが、自家用車を利用できない住民、特に災害時要援護者はバス等を利用したグループ避難の必要がある。しかし福島の事例からみられるように、グループで避難しようとしてもバスの手配が簡単にいくわけではない。

実際にバスが必要になった時に、各々のバスが都合よく集合場所周辺に待機しているという必然性はないし、各対象市町村に登録されているバスの全数と十分な数の運転手がすぐに招集できるとは考えられない。

朝日新聞(甲B第27号証 2014年8月31日付)の報道によると「県が原発が立地する薩摩川内市と隣のいちき串木野市に、10キロ圏内の住民の避難に必要なバスの台数を尋ねたところ、30~50人乗りで計415台

程度だった。両市とも市所有のバスは数台しかない。県バス協会加盟の約80社のバスは計約2200台(昨年末時点)だが、多くは日常的に運行する路線バスで避難に使いにくい。貸し切りバスは約800台あるが、原発周辺で用意できるのは約100台という。 $10\sim30$ キロ圏内のほかの7市町で調べれば、必要台数は更に増える。」とされている。

即ち、川内原発10キロ圏内でさえ重大事故時にすぐに用意できるのは必要数の4分の1程度ということである。

以上を前提とすると、仮に10キロ圏内の住民の避難に必要なバスの台数を40人乗りのバス400台、バス乗車人員1万6000人とすると、それが100台しか準備できないのであれば、避難のために4000人の乗車しかできないことになり差し引き1万2000人がバスに乗れず避難できないことになってしまうこととなる。

10キロ圏内でのバス避難必要人員が約1万6000人という数字を前提に単純計算すると、30キロ圏内では4万8000人がバス避難必要人員になるが、朝日新聞の報道どおり、川内原発周辺で用意できるバスが約100台しかないということになると、30キロ圏内の住民は約3万人~4万人分のバスが不足し、避難できないこととなってしまう。

② なお、平成26年9月に内閣府がまとめた川内原発事故時の対応策では、原発5キロ圏内だけでも同圏内の医療・福祉施設の利用者や保護者が迎えに来られない児童など計約2000人の避難にバス52台と福祉車輌25台が必要だとした(もちろんこれらの必要とされるバス・車輌が現在確保できているわけではない)。薩摩川内市のバス会社で足りない分は被告九電が準備するとされているが、九電もこのような車輌の確保はまだできていないとしている(甲B第28号証 2014年9月13日付朝日新聞・5面)。端的にいえば、5キロ圏内の災害弱者の避難のためのバス、車輌にしぼって考えても、それさえも現在は確保されていないのである。

なお、原発事故の際に、避難に必要なバスが不足するという問題は川内原

発に限らない。即ち、島根県でも避難に必要なバスは県内だけでも5000 台を超えるとの試算もあるが、同圏内で使えるバスは500台ほど、又、鳥 取県では避難にバスが1000台以上必要だが、鳥取県内では500台しか 用意できないとの報道もある(甲B第27号証)。

③ さらに、バス車輌の準備ができたとしても、放射能汚染が進行する川内原発周辺からの避難運転を行うバスの運転手が事故時に必要数が確保できるかという問題がある。即ち、この点について以下のように報道されている。「バス不足と並ぶ懸案が運転手の被曝リスクだ。国はICRP(国際放射線防護委員会)の勧告に基づき、運転手ら一般人の被曝限度を平常時は年1ミリシーベルトとしているが、限度超過時の対策は示されていない。甲状腺被曝を防ぐ安定ョウ素剤を服用する際のルールも決まっていない。私鉄鹿児島交通労働組合の森田周一委員長は『安全性を保証できなければ運転手を出すわけにはいかない。協定を結んでも最終的に判断するのはバス会社だ。』。」(甲B第27号証)

(2) バス利用避難者の被曝問題

しかも、バス利用者は、バスで移動するまでの待機時間が長くなり、自家用車の利用者に比べて避難がかなり遅くなる。このため、それまで一時建物内に留まるにしても長時間の被曝は避けられない。又、一時避難場所まで徒歩や自転車で移動するとすれば屋外での被曝となり、総合的に自家用車による避難よりも被曝が大きくなる可能性がある。

一時集結所での待機時間を3時間と仮定して計算すると「全行程を自動車で移動するケース」に対して「一時集結所に集合してからバスで移動するケース」では、約3倍の被曝量となると指摘する専門家(甲B第29号証 77ページ)もいる。

このように考えると、自家用車利用困難者は運よくバス利用ができたとしても、避難場所に到着するまでに相当の被曝を強いられることになる。

5、川内原発半径30キロメートル圏内からの避難の問題点について

(1) 川内原発からの避難に最大28時間余を要するという予測結果

「鹿児島県地域防災計画」によると、避難対象圏内から基本的に南または北方向に移動することになっているが、川内原発からの避難経路の大部分は片側1車線であり、経路は少数の国道に限られているという実情がある以上、一斉避難による大渋滞が予想される。これらの点を考慮して避難時間をシミュレートしてみると、国道のみ利用した避難者の川内原発半径30キロ圏内避難時間が43時間、国道・高速道路・主要地方道を利用できた避難者の同避難時間が、21.5時間になるという専門家の指摘(甲B第29号証 121ページ)もある。

ところで鹿児島県は5月29日、川内原発で重大事故が起きた際の住民の避難シミュレーションを公表している。これによると、30キロ圏内の21万5千人の9割が圏外に逃げる所要時間は9時間15分~28時間45分。

試算は全員が自家用車で逃げ、5キロ圏内の住民約5千人の9割が圏外に出た段階で5~30キロ圏に避難指示が出ると想定。最も時間がかかるのは、車1台に2人が乗り合わせ、南九州道が通行止めの場合で28時間45分。最短は4人が乗り合わせ、主な渋滞予想地点で交通整理ができた場合で9時間15分を要するとされている。

ただし、鹿児島県が「避難時間」としているのは9割の住民が30キロ圏外に出るまでの所要時間。しかし、南九州道が通行止めの場合、9割が避難した28時間後も原発から約10キロ地点の渋滞解消にさらに7時間かかるとしている。

このように考えると川内原発30キロ圏内の全ての住民、即ち10割の住民 全員が30キロ圏内から避難する所要時間は単純計算すると少なくみても10時間~30時間を要することとなろう。

鹿児島県は全員が圏外に出るまでの時間を試算、公表していないがその理由として、米原子力規制委員会(NRC)の「大規模避難は9割が避難した時間を用いるべきだ」との指針にならったとした(甲B第30号証 2014年5

月30日、朝日新聞)。

なお、30キロ圏内の全員が一挙に逃げる場合や市町ごとの所要時間については、鹿児島県は試算していない。

(2) 避難道路の破壊・切断があれば、避難時間は数倍になる可能性

ただし、以上は避難道路自体が破壊・切断されていないことが前提となるのであり、原発事故を発生せしめた自然災害により、避難道路自体が破壊されることになれば、避難時間はどの位かかるか、又、そもそも避難自体ができるのかさえ不明となる。

なお、自家用車が利用できない人については、一時集合場所までの徒歩などによる移動や、その集合場所での待機時間、バスや公用車等の代替交通手段を手配する時間などが別途加わる。また避難指示が発令されてから、所在不明者の確認、災害時要援護者への個別対応等の時間等も必要である。これらの条件も考慮すると、避難を必要とする住民がすべて30キロメートル圏外に脱出するには、実際には前記計算値の数倍の時間が必要となる可能性も十分考えられる(甲B第29号証 118ページ)。

(3) 自動車等による避難中も車への放射能侵入と被曝は避けられないこと

ところで避難計画によると、避難手段としてはそのほとんどが自動車・バスによるものであるが、この自動車等による避難走行中に、放射能を含んだ外気が車内に侵入し避難者への放射能汚染を発生させる危険がある。

とくに自動車の大半は、走行中前方から取り入れを外気によりエンジンルームを冷却しながら走行する構造となっていることから、走行中は車体内に外気が入るのを阻止することはできない。ただ、エンジンルーム内に取り込んだ外気が車輌等内に進入するのを一応防ぐことはできるが、多くの車は車内には外部との間に隙間が存在している。

即ち、自動車の構造からしてその車内は外気から完全に遮断されている密室 状態ではなく、走行中は常に外気が入りこむ構造となっている(このことは、 例えば水中におかれた自動車には下方から水が浸入してくることからも明ら かである)。

このように自動車は窓を閉めていても完全な密室構造とならないことから、 避難で移動中に外気とともに放射能が車内に侵入することはさけられないこ とになる。

自動車で避難に要する時間が20時間を超えるというシミュレーションに よる予測が正しいとすると、結局、自動車による避難者は車中で長時間の放射 能被曝を受ける可能性もでてくるのである。

仮に、自動車の車内が完全に密室構造となり、外気が完全に遮断されるということとなると仮定しても、そのような車内に20時間もいつづけること自体が今度は酸欠状態となるおそれもでてくる。とくに室内の狭い軽自動車等に大人が4名も乗車して20時間も避難する場合には、酸欠状態を招く危険が高くなろう。

いずれにしても、自動車での避難も危険ということとなり、安全な避難自体が不可能ということにもなろう。

(4) 自動車による避難時の燃料補給等の問題

① 又、避難時には通常時の何十倍もの車輌が一斉に移動することになるため、ガソリン量が不十分な車がでてくることもあるが、その場合に必要な燃料の補給ができるかという問題もある(とくに夏場又は冬場であればエアコンも使用するためガソリンの消費は更に増大する)(甲B第29号証 99~100ページ)。

そもそも災害時に半径30キロ圏内でのガソリンスタンドの営業は期待できない上に(ガソリンスタンドの従業員も避難の対象となる上に、営業しようとしても室外での作業となるために放射能被曝があるため営業不能となろう)、圏外においてもガソリンスタンドの設置数が不足していると考えられるのである。しかも、原発重大事故がガソリンスタンドの営業時間外の時間帯(夜11時以降午前6時ころまでか)に発生したら、ガソリンの補給はほぼ完全にできなくなろう。

このように、ガソリン不足に陥って走行できなくなった自動車での避難者は、避難も、又、帰ることもできずに車中内に閉じ込められたまま避難途上で立往生するという深刻な事態に陥ることとなる。

② なお、避難移動に20時間以上も要するのであれば、避難者のトイレの使用も無視できない問題としてある。

大渋滞の中でトイレの場所が確保できるかという問題もあるが、場所が確保できたとしてもトイレの使用のためには車外に出なければならず、ドアをあけて車外に出るたびに車内に放射能が流入する。その上に車外に出た避難者は必ず外気にふれることとなるために、放射能被曝を受けることになるからである。

- ③ このように考えてくると、自動車での避難は机上の計画では可能ということになっていても、現実には数多くの障害が考えられる。そして、屋内よりも被曝の危険が高い車中に長時間居続けることにより、避難中に避難計画で想定できない多量の被曝を受けることが十分に考えられる。
- 6、風向によっては、川内原発から $50\sim100$ キロの地域まで避難が必要となる可能性

国は、防災対策を重点的に進める緊急防護措置区域(UPZ)をおおむね30キロ圏内としているが、この「30キロ」についてはそれ以上では放射能被曝はおこらないという明確な科学的根拠が存在しているわけではない。

民間の調査会社環境総合研究所の試算によると川内原発で放射能流出の 重大事故が発生した場合は事故時の風向きによっては、30キロ圏をこえて 鹿児島市にも及ぶ試算となっている。

即ち、「同研究所は福島原発事故後、最も放射性物質の飛散が多かった2 011年3月15日の福島県飯舘村や福島市などの放射性セシウム、ヨウ素 の観測データから飛散総量を推定。推定した放射性物質の飛散総量が放射性 プルーム(放射性雲)となって移動し、降雨で九州各地に落下した場合の、1時間平均の空間線量率をレベル別に地図に示した。原子力規制庁が12年に公表したのと違い、山や谷などの地形を考慮し、より正確な試算になっているという。」(甲B第31号証 2014年6月23日、西日本新聞)

② 川内原発事故時の風向きでは鹿児島市内への避難ができなくなる可能性

「環境総合研究所の試算によると、原発周辺で軒並み高線量を算出。風速毎秒2メートル(市街地で日常的に吹いている風)で西南西の風が吹いた場合、川内原発から東に約6キロの医療機関では事故直後、1時間当たり294マイクロシーベルト。国が1週間以内の避難を求める基準値(同20マイクロシーベルト)の15倍に相当する高い値だ。原発周辺で年30日程度観測される北西の風だと、原発から30キロ超の鹿児島市内でも最大24マイクロシーベルトに達した。薩摩川内市、いちき串木野市などの約5万7千人が鹿児島市を避難先に指定されているが、風向き次第で避難が困難となる可能性がある。」と報道されている(甲B第31号証)。

環境総合研究所が示した川内原発重大事故時のシミュレーション図(甲B第31号証)によると、事故時に北西の風であった場合は川内原発から北西方向(鹿児島市方向)~50キロメートルから100キロメートル圏内の風速毎秒2メートルにおける1時間あたりの平均空間線量は5マイクロシーベルト以上となり、さらに鹿児島市内も含む30キロメートルから50キロメートル圏内では20マイクロシーベルトから10マイクロシーベルトとされている。

又、事故時の風が南西の風であった場合は、川内原発から50キロメートルから100キロメートル圏内の1時間あたりの平均空間線量は2~5マイクロシーベルト(又、図からすると50キロメートル圏内の1時間あたりの平均空間線量は5マイクロシーベルト以上と思われる)によることが示されている。

③ 事故時の風向き次第では鹿児島市内からの避難も必要

「事故時の放射性物質の拡散予測は、原子力規制庁が12年10月に全国16ヵ所の原発を対象に公表したことがある。ただ、この時は山や谷などの地形を反映していなかった。

環境総合研究所の青山貞一顧問は『山間部よりも谷間に放射性物質が流れやすいなど地形で経路は大きく左右される』とし、規制庁の試算は不十分だとみる。地形を考慮すると、試算の計算値が数十万~数百万倍違うという。同研究所は、国土地理院の地形状況も踏まえて試算。風速が毎秒2メートルだと、放射性プルーム(放射性雲)となった放射性物質は1時間で約7.2キロ移動し、4時間強で30キロ先に到達する計算。

行政の試算によると、川内、玄海両原発では30キロ圏内の住民が圏外に 避難するまでに24時間前後かかるとされ、一定量の被ばくは避けられそう にない。」(甲B第31号証)

このようなことからすると、川内原発の事故時の風の方向によっては少なくとも熊本方面への50キロ圏内からの避難が必要になったり、鹿児島市方面50キロ圏内からの避難が必要ということになる。

(2) 事故時の風向き問題と避難計画

① 事故時の風向きを考慮した避難計画の策定は不可能

ところで、「薩摩川内市の避難計画では、原発から5キロ圏内の住民約5千人は原子炉の緊急事態が宣言された段階で鹿児島市内の5ヵ所に避難する。4地区にある40自治会ごとに避難経路が指定されており、両市を結ぶ南九州道や国道3号、国道10号、国道267号、県道などを通る。目的地の避難先に指定されているのは県文化センターなど。だが、その選定で風向きは考慮されていない。

気象庁によると、2010年までの30年間に薩摩川内で観測された最多の風向きを月別にみると、8月のみ東風で、それ以外の月は北西を中心に西北西から北北東の風だった。北西風なら鹿児島市は原発の風下にあたる。」(甲B第32号証 2014年5月25日付朝日新聞)。

このように考えると、川内原発事故時に薩摩川内市が5キロ圏内住民の 避難先として予定している鹿児島市方面への避難が不可能となるケース は十分考えられるが、そうなると鹿児島市方面への避難計画そのものが実 効性のないものとなろう。

事故発生当時の川内原発付近の風向を避難計画策定当時に確知すること自体が不可能であるが、事故時の風向によって避難の方向、避難住民の範囲、避難先、避難の距離等が全く異なってくるという事実があることからすると、事前に(事故後の風向が全く予測できない現状で)事故時の風向を考慮した実効的な避難計画を策定すること自体ほとんど不可能に近いというべきである。

とくに、風向は避難開始後も変る可能性もある(例えば、昼と夜で風向が大きく変ることは十分にある)ことから考えると、事故発生時でさえ風下とならない避難先を確定することすら困難となろう。

なお、鹿児島県原子力安全対策課の四反田昭二課長も「一番多い風向きを考慮して計画を立てても、事故時にそうだとは限らない。」(甲B第32号託)と計画策定の困難さを認めている。

② 事故時の風向によっては鹿児島市内住民の避難の事態もおこりうる

又、事故時の風向によって毎時5マイクロシーベルトをこえる放射線量による放射能汚染が半径50キロメートルの範囲内に発生するという可能性がありうるにも拘らず、現在のところ関係自治体で策定されようとしている避難計画は半径30キロメートルの範囲内の住民に対する計画しか策定されようとしていない。

即ち、避難計画は事故当時の風向を考慮することなく30キロメートル内に居住する住民の避難の計画が策定されようとしている。

しかし、先にみたように現実には風向によって大きく異なり、風下に居住する住民は $50\sim100$ キロメートルの居住者の者を対象にしなければならない。

又、風向の風下への避難はさけなければならないことになるがそうなる と避難先も制限されるし、最も受入れが可能な鹿児島市への避難ができな くなる可能性も十分ある。

それどころか風向により60万の住民が居住する鹿児島市の住民の半数近く30万人が避難しなければならなくなる事態も十分考えられるが、その避難計画は存在していないし、その策定そのものが極めて困難である。

7、災害弱者の避難については計画策定の目途さえたっていない川内原発の現状

(1) 要援護者の避難計画はほとんどできていない現実

更に重大な問題は、当川内原発半径30キロ圏内にある病院や福祉施設で、 事故の際に入院患者や高齢者ら「災害弱者」を避難させる計画の策定が大幅に 遅れその避難計画策定の目途さえたっていないということである。

朝日新聞(甲B第33号証 2014年3月25日付)によると「鹿児島県によると、川内原発(薩摩川内市)から30キロ圏内には約80の病院、約160の福祉施設があり、想定する避難者は計約1万400人。だが、県が計画策定を把握したのは、四つの福祉施設(3月24日現在)で、今月末までにさらに3ヵ所で策定される見込み。県の担当者は『現状では、(受け入れ先となる)30キロ圏外の病院や福祉施設がほぼ満員。会議室など空き部屋を使っても受け入れ先を調整するのは難しい』と話す。」とされている。

なお、2014年6月18日の新聞報道でも「…川内原発の9市町村では、87ある病院のうち(避難計画の)策定が終ったのは1施設だけ。153の社会福祉施設で計画を作ったのは、6施設だった(甲B第34号証 2014年6月18日付朝日新聞)。」とされている。

他方、避難者(災害弱者)を受け入れが予定されている避難先の受け入れ準備もほとんど進んでいない状況である。

原告も多数が所属する鹿児島県内の市民団体(反原発かごしまネットワーク)が本年5月に避難者の受け入れ先に指定されている鹿児島県・熊本県内19市町に文書で質問をしたところ、

「避難者を受け入れる市町では在宅の高齢者ら要援護者がどれだけ避難してくるか、具体的な人数を答えた自治体はなく、『避難元から聞いていない』(水俣市)といった回答が目立った。避難生活に備えた食料や飲料水、毛布などの準備が『整っている』と答えた自治体はほとんどなかった。」(甲B第35号証 2014年6月12日朝日新聞)

ということであった。

又、南日本新聞(甲B第36号証 平成26年3月14日付)も「川内原発5~30キロ圏(UPZ)内9市町村の住民避難計画は昨年12月までに策定済みだが、独自に策定を求められている病院・福祉施設や在宅の要援護者については、避難計画のめどはたっていない。」と報道している。

(2) 自治体関係者も策定は困難とする要援護者の避難計画

又、「これに在宅の要援護者が最低で約5900人(鹿児島県まとめ)加わる。ある自治体関係者は『受け入れ先が見つかるのか。健康状態もそれぞれで対応が難しい』と頭を抱える」(甲B第37号証 南日本新聞2014年3月24日付)ともされている。

なお、鹿児島県の伊藤祐一郎知事も平成26年6月13日、(川内原発から) 「30キロまでの要援護者の避難計画は現実的ではなく不可能だ」、(要援護者の避難計画の策定は)「10キロで十分だと思っている」「時間をかけたら空想的なものは作れるが、実際問題としては、なかなかワークしないでしょう」と発言し(甲B第38号証 2014年6月14日朝日新聞)、要援護者の避難計画の策定の困難さを正直に吐露しているのである。

(3) 福島原発事故避難に伴う周辺入院患者死亡の教訓(国会事故調報告より)

① 以上のように、川内原発周辺の病院に入院している入院患者等災害弱者に対する避難計画については大半の病院等でその目途もほとんど立っていないという現状であるが、このような状況下で災害弱者の避難を強行した場合、多数の犠牲者がでることになるという危険性は福島第1原発事故で示された重要な教訓である。

即ち、福島第1原発事故時には、福島原発半径20キロメートル圏内に存在していた病院と介護老人施設からも全入院患者と施設入所者の避難が行われたが、福島原発国会事故調査委員会(以下国会事故調という)の調査によると、これらの病院等からの避難者のうち「震災後の避難前の時点」から「別の病院への移送完了」までに死亡した入院患者数は合計48人に上っており、事故の発生した平成23年3月11日から3月末日までには合計60人が死亡したという事実が報告されている(甲B第29号証357ページ~363ページ)。

福島原発事故では幸い1人の犠牲者も出さなかったと国の幹部が発言したことに対し、地元関係者から強い非難の声があがったことがあるが、福島事故の際の原発周辺半径10キロメートル圏内からの避難に関連して、災害弱者とされる60名の入院患者が死亡したという大変な犠牲を生んでいる(このような災害弱者の避難に伴う多数の死亡は、福島原発事故により具体的に発生した最大の被害といっても過言ではない)。

このことは、原発事故の際は直接被曝による犠牲もさることながら、災害 弱者の場合、避難が適切になされないことにより多数の患者の死亡や容態の 重篤化を惹起するという重大な問題が発生することを示している。

このように考えるととくに重症患者をはじめとする災害弱者の避難が確 実かつ適切にできる保証(実効性のある避難計画)の存否は原発の稼働の是 非を問う上で極めて重大な問題となる。

② 以下、福島原発事故時の入院患者の避難に関する国会事故調の調査報告の 内容を同報告書の引用(甲B第29号証357ページ~363ページ)によ り下記のとおり紹介する。

記

福島原発事故時の周辺病院入院患者の避難に関する国会事故調の調査報

告の概要

「4、2、3、病院の全患者避難

本事故直後、避難区域とされた原発から半径20km圏内では、病院の入院患者など自力での避難が困難な人たちが取り残された。震災直後の混乱の中、これらの病院に対しては行政からの十分な支援がなされず、医療関係者らは独力で避難手段を探し、入院患者の受け入れ先を確保しなければならなかった。通信手段が限られ、十分な情報も入手できない状況の中、入院患者の避難は困難を極め、避難の過程で病状が悪化、又は死亡する事例が続出した。これらの病院の入院患者や医療関係者は、いずれも避難の過程において多大な負担を強いられた。特に身体への負担が軽い交通手段や早期に医療設備がある避難先を確保できなかった病院に入院していた重篤患者は、深刻な事態に陥った。こうした事態をもたらした要因は、広範な避難区域設定を伴う大規模な原子力災害を予定していなかった地方自治体及び医療機関の防災計画の不備にあったと言わざるを得ない。

1) 避難の実態(福島原発事故避難の実態)

a、事故発生時の原発周辺の医療機関の概要

福島第1原発から20km圏内には、大熊町、双葉町、富岡町、浪江町、南相馬市の5市町村に7つの病院が存在する。県立大野病院(大熊町)、双葉病院(同)、双葉厚生病院(双葉町)が5km圏内に、今村病院(富岡町)、西病院(浪江町)が10km圏内に、市立小高病院(南相馬市)、小高赤坂病院(同)が20km圏内にある。事故当時これらの7つの病院には合計約850人の患者が入院していた。そのうち約400人が人工透析や痰の吸引を定期的に必要とするなどの重篤な症状を持つ、又はいわゆる寝たきりの状態にある患者であった(以下「重篤患者」という)。

本事故によって避難指示が発令された際、これらの病院の入院患者は近隣の住民や自治体から取り残され、それぞれの病院が独力で避難手段や受

け入れ先の確保を行わなくてはならなかった。



(国会事故調調査報告書(358ページ図より)

b、救えなかった60人(福島原発半径10キロメートル内の4病院の入院 患者)の命

委員会の調査によると、平成23 (2011)年3月末までの死亡者数は7つの病院及び介護老人保健施設の合計で少なくとも60人に上った。「震災後の避難前の時点」から「別の病院への移送完了」までに死亡した入院患者数は、双葉病院38人、双葉厚生病院4人、今村病院3人、西病院3人であった。また、双葉病院の系列の老人介護保健施設の入所者は同病院の患者と一緒に避難したが、そのうち10人が死亡している。なお、死亡者の半数以上が65歳以上の高齢者である。平成23 (2011)年3月末までに40人の死亡者が発生した双葉病院は、医療設備のある避難先や避難手段の確保が比較的遅かった上に入院患者数も多く、本事故による避難において最も過酷な環境におかれたといえる。

避難先の医療機関と避難手段の確保が難航したのは今村病院、西病院、小高赤坂病院及び双葉病院だった。これらの4病院は近隣住民や自治体よりも避難が遅れ過酷な状況に追い込まれた。4病院共通の課題として、医療関係者の避難による病院の人員不足や、重篤患者のバスによる避難、医療設備がない避難先への移送などが挙げられる。そのため多くの患者の容態の悪化を招き、中には死亡者が発生するという被害の拡大につながった。

病院名	重篤患者の 避難手段の手配方法	重篤患者の 退避日	重篤患者の 避難手段	重篤患者の 一次避難先	3月末までの 死亡者数
県立大野	12日午前にOFCにバス、 消防に救急車を依頼	12日午前	救急車	川内村の保健福祉 医療総合施設	人
双葉厚生	12日に県立医大病院の医師から連絡があり、同医師が自衛隊へりを手配	12日夜~ 13日午前	自衛隊へリ	二本松市・ 県男女共生センター 仙台市・霞目駐屯地	
市立小高	12日に消防に支援を求め、教急車を 手配。職員が患者避難のために マイクロバスを用意した	13日	教急車 マイクロバス	南相馬市立総合病院	0人
今村	12日に県に教助を要請。 また入院していた警察官を通し 警察に教助を依頼	13日夜~ 14日未明	自衛隊へリ	郡山市の高校	3人
西	12日に町や警察がバスを用意したが 患者の症状に合わないため断念。 14日まで自衛隊へリを待ち、 一部の患者は警察車両で避難	14日夜	自衛隊へリ警察車両	福島県立医大病院など	3人
小高赤坂	12日、13日に区役所に支援を求めた が何の支援もなく、14日に来院した 警察が夕方にパスを手配	14日夜	パス	いわき市の高校	0.1
双葉	町から重篤患者に対する支援はなく、 12日より消防・警察や自衛隊に救助を 求めたが、重篤患者を運ぶバス・自衛 隊車両は14日・15日に到着	14日~15日	バス自衛隊車両	いわき市の高校 二本松市・県男女 生センターなど	# 40)

(国会事故調調査報告書359ページ表より)

2) 過酷な状況に陥った要因

本事故による病院の患者避難において、患者に過大な負担を強いた背景には、以下のような原子力災害に特有の事情があった。

a、医療関係者の不足(福島原発半径10キロ圏内病院)

事故直後、断続的な水素爆発により、放射能の影響を恐れた看護師など 医療関係者が早期に病院を離脱した。このため避難区域に残された入院患 者に対し、看護師などの病院職員の人数が不足し、ライフラインや医療物 資がない中で、十分な治療や看護ができなかった。

今村病院でも、重篤患者67人と病院職員8人を残して、軽症状者にほとんどの病院職員が付き添い、川内村に避難した。

双葉病院では、12日から15日にかけて第1陣から第3陣に分かれ避難した。歩行可能な軽症の入院患者を移送する第1陣の避難(12日)の際に、院長1人を残して院内にいた看護師や医師ら職員全員が同行した。病院には129人の重篤患者が残されたが、双葉病院系列で隣接の介護老人保健施設の職員、病院に戻ってきた医師らにより、避難完了までの3日間、多いときでもわずか6人の医療関係者で治療と看護を行った。生活物資も医療物資も不足しており、照明器具はロウソクのみであった。医師は治療を最大限施したものの、15日までに4人が院内で相次いで死亡した。

b、限られた避難手段と救助

本事故においては、多数の住民に対して避難指示が発令されたため、交通インフラがひつ迫し、医療機関が活用できる避難手段は極めて限定されることとなった。

特に、各病院が直面した最大の問題が、重篤患者の移送だった。例えば、 西病院は12日、県警から20人乗りのバスの提供を打診されたが、身体 麻痺があったり、点滴をしていたりするなどの重篤患者を移送するには、 5~6人しか乗せることができないうえ、身体への負担が大きいことを理 由に、院長がバスでの移送は困難と判断した。

重篤患者の移送においては救急車や自衛隊のヘリなど、医療機器が搭載できることや身体への負担の少ないことを満たす移動手段が必要であり、 多数の重篤患者を移送することは困難であった。

c、長距離・長時間の避難

本事故では、患者の移動は長距離・長時間になった。

例えば、双葉病院においては、約230km以上の長距離かつ長時間の 移動で、患者が体力を失い、死亡者が出た。14日10時半、隣接する介 護老人保健施設に残っていた98人と、点滴をはずしても命に別状がないと判断された重篤患者34人の合計132人が、自衛隊手配の大型バス等で病院を出発し、スクリーニング検査を受けるためにいったん南相馬市の保健所に向かいながら、併行して避難先となる病院を県災対策本部が探したものの見つけられることができないまま、20時にいわき市内の高校に到着した。避難途中の車内で3人が、いわき市内の高校に到着後、翌日の早朝までに11人が死亡した。

また、小高赤坂病院でも同様の事態が生じた。同病院は、14日午後に 重篤患者をいわき市内の学校の体育館に観光バスによって避難させたが、 出発から到着まで9時間半、200km以上を移動することとなった。

d、一次避難先の確保

避難区域内の病院は、放射性物質による被ばく被害を極小化させるために、移送先の医療機関を決める余裕もなく、避難しなくてはならなかった。中でも小高赤坂病院及び双葉病院は、重篤患者を医療設備のない体育館などへ一次避難させなくてはならなかった。しかも、避難開始時は行き先すら知らされていなかった。

さらに、ほとんどの病院では、一次避難先からの再移送先となる医療機 関を病院職員が独自に探さなくてはならなかった。

今村病院では15日、医療設備のない体育館への一次避難が終了した後、 医療環境の確保のため県災対本部に電話したところ、「自力で探してほしい」と指示された。その後、同病院医師の知り合いに電話を掛けたが、断られるか、先方の人員不足から看護師とヘルパーの同行なら場所を貸すという条件付きの承諾がほとんどであり、転院の終了は17日となった。避難を待つ間、体育館で待機していた重篤患者に、発熱、低酸素血症など、明らかな容態の悪化がみられた。

双葉病院では、体育館から先の転院先の手配の一部は県災対本部が担当したが、大部分は双葉病院の関係者自身による手配となった。しかし、一

度に多数の患者を受け入れる病院はほとんどなく、県内外の病院に少人数ずつに分かれて転院することとなり、転院先は計90ヵ所に及んだ。

3)福島原発周辺地方自治体と医療機関が果たした役割の検証

避難区域内の病院は避難の実施において過酷な環境に置かれたが、福島県及び市町村は病院の重篤患者の避難に関して積極的な支援を行わなかった。病院は、行政からの支援が期待できず、十分な情報もない中、独力で全患者の避難手配を行わなければならず、結果として適切な避難先及び避難手段を確保できなかった病院の患者は過大な負担を強いられた。

b、福島原発周辺市町村の果たした役割

各病院の所在する市町村も、積極的に病院の避難に関わることはなかった。これら市町村のほとんどは、病院の状況を知っていたにもかかわらず、病院の退避よりも先に役場機能を移転させた。

福島県地域防災計画によると、市町村の病院の患者避難については、「関係市町村は、災害時要援護者に向けた情報の提供、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等のいわゆる『災害時要援護者』に十分配慮するものとする。特に、災害時要援護者の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする」という記載がある。

しかし、実際にはほとんどの市町村は住民の避難の対応に追われ、病院の入院患者の避難に対してはほとんど対応できなかった。大熊町関係者は病院の入院患者の避難よりも早く、12日中に90%以上の住民を避難させ、町役場機能を移転したことについて「バスも向かわせたが、災害対策本部から自衛隊を頼んだので、自衛隊がいけばどうにかなるだろうと思った」と話しているが、実際に自衛隊が病院に向かったのは14日以降だった。また、双葉町関係者は、「病院の避難は病院が管理すべきではないかと思う」との認識を示している。

西病院がある浪江町は、職員を病院に派遣し、避難を呼びかけたものの、

重篤患者に対する適切な避難手段の手配は行わなかった。今村病院がある 富岡町は「バスを手配しようとしたが、浜通りのバスはどこも出払ってお り1台も手配できなかった。12日午後4時に町役場は撤退したが、残さ れた病院などは町でなく『別の対応』がされると聞いた。結果的にそれが 自衛隊であったり県警だった」と話しており、町としても避難手段の手配 が難しかったという。

関係市町村としては、病院の避難は自衛隊又は病院自体に任せ切りにしていたのが実態である。

c、福島原発周辺医療機関の原子力災害に対する備え

7病院中6病院は、県地域防災計画で原子力災害時に病院が独力で患者の避難を行わねばならないと定めていることを知らなかった。唯一、原発事故時の避難マニュアルを用意していた今村病院においても、全患者の避難や複合災害を想定したものとはなっておらず、同病院の関係者は「想定外で全く役に立たなかった」と述べている。

その他、マニュアルを準備していなかった病院では、「そもそも原発から20km圏内の病院が全患者避難するなんて想定外。行政の支援が必要だった」「ライフラインも通信手段もない中、病院で避難しろと言われて手も足も出なかった」「10人程度の患者なら話は別だが、全患者の避難となると、独自で避難手段や転院先を確保するなんて不可能」などの声が上がっている。県病院協会関係者は、「地震の避難訓練や原発事故時の訓練でも全患者の避難は想定していないし、ライフラインが生きていることが前提で行われている」と話している。

4) 大規模原子力災害に備えた医療機関の避難計画の問題点

これまで述べたように、原子力災害による患者避難において、患者への負担の軽減のためには、早期の避難先と避難手段の確保が決定的要因となる。 しかしながら、本事故における避難先・避難手段の確保は、各病院の個別の 努力に依存しており、制度として担保されたものではなかった。今回避難先 と避難手段が確保できた病院においても、再度原子力災害が発生した時に避難先・避難手段を確保できる保証はなく、原子力災害に備えた仕組みの整備が求められる。」(以上、甲A第1号証、国会事故調調査報告書)

③ 福島原発事故に伴う入院患者等の避難において、多数の犠牲者を輩出した原因

以上の国会事故調査報告書によると、福島原発事故時の周辺病院の入院患者の避難に関して、「震災後の避難前の時点」から「別の病院への移送完了」までに死亡した入院患者数は双葉病院38人をはじめとする合計48人に上っているとされている(甲A第1号証、358ページ)。

先にみたように、国会事故調査報告書でその原因について詳細な分析がな されているがそれは要約すると以下のようなものである。

- ア、医療関係者自身の早期避難による医療関係者の圧倒的不足。
- イ、重篤患者のための避難手段(医療機器が搭載でき、身体への負担の少ない車輌等の移動手段)の大幅な不足。
- ウ、長距離かつ長時間(10時間)でのバス移動における重篤患者の体力の 喪失と死亡(双葉病院の場合避難途中で車内で3人が、避難先の高校に到 着後翌朝までに11人が死亡)。
- エ、重篤患者の一時避難先を医療機関とできず、医療設備のない体育館にせ ざるをえなかったこと。
- オ、周辺自治体は役場機能の移転、住民の避難の対応に追われ病院の入院患者の避難に関しては対応できなかった。

病院の患者の避難は自衛隊又は病院自体に任せきりで、重篤患者に対する適切な避難手段の手配もできなかった。

カ、原発事故時の避難マニュアルを唯一用意していた今村病院でも「想定外で全く役に立たなかった。」他の病院も「原発から20キロ圏内の病院の

全患者が避難するのは想定外。行政の支援が必要。」「全患者の避難となると独自で避難手段や転院先を確保するなんて不可能。」と語っている。

④ 川内原発周辺地域の災害弱者に避難に伴う犠牲を発生させる危険要素 このように福島原発事故時に周辺病院入院患者(とくに重篤患者)の避難 に伴って多数の死亡者を出した原因とされる諸事情に照らして考えてみて も、川内原発周辺地域(半径30キロ圏内)の病院や福祉施設の入院・入所 者の避難計画の目途がほとんどたっていないという現実は極めて重大な問 題である。

即ち、今日の時点で仮に川内原発において福島原発事故と同じレベルの重 大事故が発生した場合には、災害弱者の避難計画の目途がたっていない現状 下では、周辺病院等入院患者の避難問題については、まさに福島原発事故時 とほぼ同様の問題が発生することになろう。

即ち、川内原発周辺地域においても、

- ア、原発事故発生時以降の周辺病院の医療関係者の確保は検討されていない。
- イ、重篤患者のための必要な数の避難手段(必要な医療機器搭載車輌)の確 保がなされていない。
- ウ、長時間・長距離の移動に伴う重篤患者の体力の喪失を防止する手段・対 策が見出せていない。
- エ、重篤患者を一次避難先として受け入れる病院の確保ができていない(鹿児島県担当者によると、現状ではどこも満杯で受け入れ先の調整は難しいとされる)。
- オ、周辺自治体において、原発事故時に病院の入院患者の避難に特別に対応 できるための計画はないし、現実にも対応できる保証もない。
- カ、ほとんどの周辺病院が入院患者の避難計画を策定しておらず、計画を策 定している病院でも、全患者の転院先やとくに重篤患者の避難手段を独自 に準備することは不可能であるのが現状。

⑤ すでにみたように福島原発事故に伴う最大の直接的犠牲は避難に伴う周 辺病院入院患者等の避難に際して60名もの死亡者を出したということで ある。

このことからすると、原発事故においてその犠牲を最小限にするために最も配慮し、重視しなければならないのは周辺病院等の入院患者・入所者等(とくに重篤患者)について、十分な実効性のある避難計画を確立し、必要な準備・体制が確立されているかということであろう。

しかし、原告が再三述べているように川内原発周辺の病院・福祉施設では、 その計画も、必要な体制・準備もほとんど確立されていない。

関係自治体の担当者や鹿児島県知事の発言、周辺病院・施設の対応(今日においても計画が策定できていないという)を総合的にみると、川内原発周辺に存在する災害弱者の避難計画の策定も避難のための準備・体制の確立も関係者間においても現実にはほとんど不可能(いわゆるお手上げ状態)とされているのではないかと考えざるをえない。

しかし、このような状況下では川内原発事故発生時に福島原発事故の際と 同様に災害弱者に多数の犠牲が出ないという保証は全くないのである。

8、避難の困難地域の範囲は原発立地不適地域とすべきこと

(1) 原子炉等規制法による原子炉立地審査指針

原子炉等規制法においては、原発の位置、構造及び設備が「災害の防止上支障がないこと」が原子炉施設の設置許可基準とされており、同法は原子炉施設の位置が災害の防止上支障がないことを判断するための「規制委員会規則」(いわゆる立地指針)の制定を求めている。

① 立地審査指針の意義と達成目標

立地審査指針とは、原子炉施設に万一の事故が起きた場合でも、周辺公衆の安全を確保できるような立地であるか否かを判断するための指針であり、この立地審査指針により達成する目標としては、

- (a) 最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故が発生して も、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと、
- (b) 重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故 (仮想事故)が発生しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと、 および集団線量に対する影響が十分に小さいこと、 が規程されている。
- ② 立地審査指針が定める隔離要件

次に、立地審査指針は、上記①の(a)及び(b)という目標達成のために、以下の隔離要件を満たすことを必要としている。

ア、原子炉からある距離の範囲内は「非居住区域」であること(重大事故 の場合)

イ、その外側を「低人口地帯」とすること(仮想事故の場合) ウ、原子炉敷地は人口密集地からある距離だけ離れていること(仮想事故 の場合)

上記アの「非居住区域」とする「(原子炉から) ある距離の範囲」とは、 重大事故の場合に、もし、その距離だけ離れた地点に人が居続けるならば、 その人に放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離とし、また、上 記イの非居住区域の外側の「低人口地帯」とする「ある範囲の距離」とは、 仮想事故の場合に、何らの措置も講じなければ、範囲内にいる公衆に著しい 放射線障害を与えるかもしれないと判断される距離、としている。

- ③ そして、福島原発事故前まで国は「立地審査指針で規定している『非居住 区域』・『低人口地帯』の範囲は、わが国の原子力発電所のほとんど全ての場 合、原子炉施設の敷地内に包含されているので、設置許可上必要な原子炉の 安全性は、原子炉施設の敷地内で確保されている」(安全審査指針の体系化 について、2003年2月、原子力安全委員会)と解釈し、運用してきた。
- (2) 従来の立地審査指針解釈の福島事故による破綻

しかるに、福島原発事故によって発生した放射能流出とこれによる汚染は、

「重大事故が発生しても周辺の公衆に放射線障害を与えないこと」という安全性確保の条件を維持する上では、立地審査指針の規定する「非居住区域」・「低人口地帯」の範囲は原子炉施設の敷地内に包含されているという従来の解釈では到底通用しなくなった。即ち、福島原発事故による放射能汚染は、福島第1原発の敷地をはるかに越えて数キロ以上先に居住する周辺の公衆にも放射線障害を与える危険性を有するまでに拡がる事実が現実に示されたのである(元原子力安全委員会委員長の斑目春樹氏は国会事故調査委員会のヒアリングに対する証言の中で、福島原発事故では立地審査指針の中で「仮想事故」で想定していた放射線量の1万倍であったことを認めている)。

(3) 大幅な見直しを迫られている「非居住区域」等の範囲

このことは、福島事故の経験を重大な教訓にして新規制基準が定められた以上 (新規制基準の策定は福島事故の教訓・経験をふまえての規制規準のみなおしであった)「非居住区域」・「低人口地帯」の範囲を原子炉施設の敷地の中に包含されると解釈されるような従来の立地審査指針にある立地評価と隔離要件の判断基準は大幅に改訂されなければならなかった。

そして、もし、福島事故による深刻な放射能汚染の経験をもとに立地審査指針の隔離要件としての「非居住区域」等の範囲を定めるとすると、少なくとも原発施設から半径数キロメートルの範囲は「非居住区域」とする他ないこととなる(そうなると、既存の原発のほとんどが全て不適地に立地されているということとなって稼働は当然に認められないことにもなる)。

(4) 原子炉施設敷地内が非居住区域であれば可とする非現実的判断

ところが、新規制基準の策定作業においては、従来の立地審査指針の改訂は 全くなされなかったどころか、新規制基準には立地審査指針に関する規定すら 設けられなかった。

これをよいことに原子力規制委員会は原子炉施設の位置が「災害防止上支障がないこと」(「重大な事故が発生しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと」)という原子炉等規制法の規定を完全に無視して、原発の立地について

は原子炉施設の敷地内の範囲が「非居住区域」であれば可とする、福島原発事故の教訓からすれば極めて非現実的となってしまった従来の立地判断基準の範囲のままでもこれを適とする判断をなしてきたのである。

(5) 原発半径5キロメートルの範囲内は「非居住区域」とすべき

しかし、民間調査会社(環境総合研究所)が本年6月に公表した川内原発重大事故発生時の放射能流出のシュミレーションによると、風速毎秒2メートルにおける1時間あたりの平均空間線量は、原発施設半径10キロメートル圏内で毎秒50マイクロシーベルト以上になっていることからすると、どんなに少なく見積ったとしても原発半径5キロメートルの範囲内は「周辺の公衆に放射線障害を与える」区域として、立地審査指針にいう「非居住区域」としなければならないはずである。

そして、このようなことからしても、川内原発半径5キロメートルの範囲内にも約3600人の住民が居住する川内原発は原子力規制法の規定の趣旨からすれば当然に立地不適となって稼働は許されないこととなる。

(6) 避難困難者が居住する区域は立地審査指針にいう「非居住区域」とすべき

しかも、今日の避難計画をみても、先に述べてきたように、川内原発重大事故時に同原発半径10キロメートル圏内の住民全員の安全な避難はほとんど困難な状況となっている。

即ち、今日の避難計画の内容をみる限り原発半径10キロメートル圏内に居住する住民の中にも原発事故時に避難できない者(例えば、バスの不足とか入院患者のための避難体制ができていない等の理由で)が現実に多数発生する可能性は十分考えられるが、このように原発周辺に居住している住民の中に多くの避難困難者がでるような事態が発生すると考えられる限り、そういう場所での原発周辺の居住はできないものと考える他ない。

即ち、原発事故が発生し周辺地域への放射能の漏出と汚染が開始されたため、 周辺に居住する住民に明らかな放射線被害が発生するおそれが生じているに も拘らず、このような放射能被曝を避けるための避難ができないような場所に 人が居住することはできないのである。

原子炉等規制法の規定からいえば、そのような場所は原発重大事故発生時に 「周辺の公衆に放射線被害を与える」こととなる区域として、非居住区域でな ければならず、そこが非居住区域となっていない限り、原発の立地は許されな いこととなる。

即ち、「原発の重大事故が発生しても周辺の公衆に放射線被害を与えないこと」という原子炉等規制法の定める条項からしても、事故時に漏出する放射線からの避難ができないような範囲にそもそも住民の居住区が存在してはならないし、そのような場所には原発の立地は認めるべきではないのである。

9、実効性のある避難計画がない状態で川内原発の稼働はありえない

(1) 災害弱者の避難の見通しもない状態で原発の稼働は認められない

川内原発半径30キロ圏内の住民の避難計画についてはすでに策定された ものについてもその現実の実効性は極めて疑わしいものとなっているばかり か、とくに高齢者、入院患者らの災害弱者に対する避難については避難計画そ のものの策定の具体的見通しさえたっていない状況である。

このように、災害弱者をはじめとする事故時の地域住民全員の避難の実現の 具体的目途がたたない状況下で原発の稼働を認めることは、万が一川内原発に 福島事故程度の原発事故が発生した場合は、とくに災害弱者をはじめとする周 辺住民の一部に必要とされる避難ができない状態が発生し、一部の住民の生命 身体が重大な危険にさらされることになりかねない。

しかし、そうなると原発の安全性を考える上で最も重大な課題ともいうべき 住民の生命身体の安全がそこなわれるということになるのであり、これは到底 許されないものである。

(2)「住民の納得なしで再稼働は考えられない」としていた規制委田中委員長

原子力規制委員会の田中俊一委員長は2012年9月の同委員会において 「防災計画は住民が納得できるものがなければ、再稼働は考えられない。」と 強調していたが、2013年3月の定例会見では「(計画と再稼働は)直結しな い。」と発言を後退させている(甲B第39号証 2013年11月7日付南日本新聞)。

このような田中委員長の発言の後退の背景にどのような事情があったかは 知らないが、もしこれが現地での実効性ある避難計画の十全な策定が困難な現 実に直面してのものであったとしたら許し難いことといわねばならない。

(3) 実効性のある避難計画がない状態で川内原発の稼働をすることは許されない

① 川内原発の重大事故発生時に同原発から放射能が流出しはじめた場合、周辺地域の放射能汚染は風にのって急速に進行することとなる。

従って、周辺地域に居住する住民がこの流出し続ける放射能による被曝を 受けないようにするためには、放射能被曝地域から、一刻も早く避難するし か方法がないことは明らかである。

原発周辺地域で債務者ら電力会社も加わり原発事故を想定した避難訓練が毎年のようにくり返され、関係自治体が国の求めにより原発半径30キロ圏内の住民を対象とし、詳細な避難計画の作成に力を入れているのも放射能流出をおこすような原発事故が発生した場合に周辺住民の放射能被曝を防止し、その身体・生命を守るためには放射能汚染地域外へ避難する外に方法がないからである。

② この放射能被曝地帯からの避難において、例えば、病人・高齢者等の災害 弱者については避難の体制がとれないとか、自家用車避難困難者についてバス等の避難手段が不足するとかの事情で避難が大幅に遅れるとか避難その ものができない住民がでてくるとか、避難できたとしても自動車での避難途 上で、車内での放射能被曝を受けてしまうとかの事態が発生したとしたら、 避難対象住民について放射能被曝からの生命・身体の安全は保証されないこ とになる。

従って、このように原発事故による流出した放射能による被曝から全ての 対象住民の避難を確実に保証できる実効性ある避難計画が策定され、これが 存在していない限り、放射能流出事故発生の可能性が否定できない原発の稼 働が許されてはならないのはあたりまえである。

③ しかるに、これまで詳細にみてきたように、今日、川内原発周辺住民を対象に各自治体で策定されている避難計画そのものが極めて大ざっぱな机上のものにすぎず、検討すればする程欠陥が露呈し、それが実効性のないものであることは明らかとなってきている。

このことは専門家や報道機関からも指摘されており、又、避難の対象とされている周辺住民、関係自治体の責任者自身からもその実効性についての不安や疑問がだされているのが実情である。

(4) 重大な欠陥を抱える避難計画の現状で川内原発の稼働は許されない

以上みてきたように川内原発重大事故時の周辺自治体の避難計画は極めて 不十分であり、到底周辺住民を安全を確保できるものとはなっていない。

即ち、川内原発重大事故時の周辺住民の避難については、

- ① 避難計画の対象とされる川内原発半径30キロ圏内の全住民が避難する のに必要な避難手段(バス)が大幅に不足していること。
- ② 10~30時間近くを要する自動車・バスでの避難中も住民は車外あるい は車内で放射能被曝を受けないという保証はないこと。
- ③ 放射能被曝地域は原発事故時の風向によって大きく左右されるが、事故時の風向は予測できないため適正な避難計画そのものが策定できるものではないこと。
- ④ とくに災害弱者の避難計画はほとんど策定できておらず、このままでは避難時の入院患者(特に重篤な患者)の犠牲がさけられないと考えられること。 等という深刻な問題が発生している。

このように周辺住民が十分な避難もできないような状況の中で川内原発の 稼働を認めることは決して許されてはならないというべきである。

以上の次第で、原告がこれまでも述べてきたように、現在の時点で、川内原発重大事故時に放射能被曝地帯からの全ての居住住民の避難と被曝回避を確実に実現できるような避難計画もその保証も何ら存在していないことが明ら

かである以上、川内原発の稼働を認めることは絶対に許されないものである。